

議案第68号

渋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月12日提出

渋川市長 高木 勉

渋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

渋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年渋川市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第42条第4項を次のように改める。

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができます。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」の次に「（第2号に該当する場合に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）
新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができます。</p> <p>(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</p> <p>5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6～9 (略)</p>	<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができます。</p> <p>5 前項 _____ の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6～9 (略)</p>